

# 令和7年会津若松市議会定例会 令和8年2月定例会議提出案件

提出案件 41件	議案 40件	予算案件 23件 条例案件 17件	報告案件 1件
----------	--------	----------------------	---------

## I 予算案件

- 1 令和8年度会津若松市一般会計予算
- 2 令和8年度会津若松市水道事業会計予算
- 3 令和8年度会津若松市簡易水道事業会計予算
- 4 令和8年度会津若松市下水道事業会計予算
- 5 令和8年度会津若松市国民健康保険特別会計予算
- 6 令和8年度会津若松市観光施設事業特別会計予算
- 7 令和8年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計予算
- 8 令和8年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計予算
- 9 令和8年度会津若松市介護保険特別会計予算
- 10 令和8年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計予算
- 11 令和8年度会津若松市後期高齢者医療特別会計予算
- 12 令和8年度会津若松市工業団地整備事業特別会計予算
- 13 令和7年度会津若松市一般会計補正予算（第10号）
- 14 令和7年度会津若松市水道事業会計補正予算（第4号）
- 15 令和7年度会津若松市簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 16 令和7年度会津若松市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 17 令和7年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 18 令和7年度会津若松市観光施設事業特別会計補正予算（第4号）
- 19 令和7年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 20 令和7年度会津若松市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 21 令和7年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 22 令和7年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）
- 23 令和7年度会津若松市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

## II 条例案件

- 1 会津若松市行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 2 会津若松市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 特別職の職員の給与に関する条例及び会津若松市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 会津若松市水防協議会条例を廃止する条例
- 5 会津若松市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 ゼロカーボンシティ会津若松推進基金条例
- 7 会津若松市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 8 会津若松市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 9 会津若松市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 10 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 11 会津若松市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例
- 12 会津若松市特別職の非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 13 会津若松市都市公園条例の一部を改正する条例
- 14 会津若松市道路占用料等条例の一部を改正する条例
- 15 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例
- 16 会津若松市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 17 会津若松市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

## III 報告案件

- 1 令和7年度会津若松市一般会計補正予算（第9号）の専決処分について

【条例案件】

1 会津若松市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

この案件は、道路法施行令の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正の趣旨・理由

道路法施行令の一部改正に準じ、行政財産の使用を許可した場合の使用料の額を改定するための条例の改正

(2) 改正内容

行政財産使用料の額は、道路法施行令の占用料の額に準拠して定めているため、同施行令の一部が改正されたことに準じ、同施行令と同一区分の物件の行政財産使用料の額について、この占用料の額に準拠し改定する。

(3) 施行期日等

ア 令和8年4月1日から施行する。

イ 必要な経過措置を定める。

(総務課)

## 2 会津若松市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、議長、副議長及び議員の議員報酬の月額を改定するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正の趣旨・理由

会津若松市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、議長、副議長及び議員の議員報酬の月額を改定するための条例の改正

### (2) 改正内容

議長、副議長及び議員の議員報酬の月額を以下のとおり改定する。

職名	現行	改定額
議長	月額 514,000 円	月額 522,000 円
副議長	月額 477,000 円	月額 484,000 円
議員	月額 447,000 円	月額 454,000 円

### (3) 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

(人事課)

### 3 特別職の職員の給与に関する条例及び会津若松市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者の給料月額を改定するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

#### (1) 改正の趣旨・理由

会津若松市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者の給料月額を改定するための条例の改正

#### (2) 改正内容

市長等の給料月額を以下のとおり改定する。

職名	現行	改定額
市長	月額 937,000 円	月額 951,000 円
副市長	月額 752,000 円	月額 763,000 円
教育長	月額 668,000 円	月額 678,000 円
常勤の監査委員	月額 575,000 円	月額 584,000 円
上下水道事業管理者	月額 668,000 円	月額 678,000 円

#### (3) 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

(人事課)

#### 4 会津若松市水防協議会条例を廃止する条例

この案件は、会津若松市水防協議会を廃止するため、条例を廃止しようとするものです。

(1) 廃止の趣旨・理由

会津若松市水防計画を会津若松市地域防災計画に統合することに伴い、会津若松市水防協議会を会津若松市防災会議に一元化することとし、当該協議会を廃止するため、条例を廃止する。

(2) 廃止する条例

会津若松市水防協議会条例

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

(危機管理課)

5 会津若松市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、会津若松市消費生活センターの位置を変更するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正の趣旨・理由

会津若松市消費生活センターの位置を、会津若松市市民協働プラザの位置に変更するための条例の改正

(2) 改正内容

会津若松市消費生活センターの位置を「追手町2番41号」から「栄町5番17号」に変更する。

(3) 施行期日

規則で定める日から施行する。

(市民協働課)

## 6 ゼロカーボンシティ会津若松推進基金条例

この案件は、ゼロカーボンシティ会津若松推進基金を設置するため、条例を制定しようとするものです。

### (1) 制定の趣旨・理由

ゼロカーボンシティ会津若松の推進に向けて、資源循環型社会の形成、衛生的な生活環境の保全、地球温暖化対策を行うことを目的とする、ゼロカーボンシティ会津若松推進基金を設置するための条例の制定

### (2) 制定内容

ア ゼロカーボンシティ会津若松の推進に向けて、資源循環型社会の形成、衛生的な生活環境の保全、地球温暖化対策に活用するため、ゼロカーボンシティ会津若松推進基金を設置する。

イ 基金に積み立てる額は、ごみ処理手数料収入の額を限度とする。

ウ 基金の管理、運用益金の処理の方法等について定める。

### (3) 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

(環境共生課)

## 7 会津若松市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正の趣旨・理由

法令の改正に伴い、医療費助成の対象となるひとり親家庭の児童の要件等に関し、条文の整理を行うための条例の改正

### (2) 改正内容

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、医療費助成の対象となるひとり親家庭の児童の要件に関し、必要な条文の整理を行う。

イ 児童扶養手当法施行令等の一部改正に伴い、医療費助成の対象者の所得要件に関し、必要な条文の整理を行う。

### (3) 施行期日

公布の日から施行する。

(こども家庭課)

8 会津若松市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正の趣旨・理由

市町村が児童福祉法に基づく内閣府令で定める基準によって条例で定めることとされている基準（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）について、同府令の一部改正に準じた条例の改正

(2) 改正内容

ア 子ども・子育て支援法に定める特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合、通常の当該支援事業を行う際の設備及び職員配置に関する基準については適用しないこととする。

イ その他必要な条文の整理を行う。

(3) 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

〔参考〕

○ 特例保育

通常の保育の確保が困難な離島その他の地域で行う保育。本市では湊しらとり保育園が対象となる。

(こども保育課)

## 9 会津若松市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

この案件は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものです。

### (1) 制定の趣旨・理由

子ども・子育て支援法の一部改正により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について、市町村が同法に基づく内閣府令による基準（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）によって条例で定めることとされたため、条例を制定する。

### (2) 制定内容

#### ア 利用定員に関する基準

- ① 特定乳児等通園支援事業者（以下「事業者」という。）は、事業の利用定員（1時間当たり及び1月当たり）を定める。

#### イ 運営に関する基準

- ① 事業者は、初めて事業を利用する子どもの保護者と面談を実施し、支援の提供について同意を得ることとする。
- ② 事業者は、正当な理由がない場合は、支援の提供を拒んではならない。
- ③ 事業者は、事業の利用に係る料金、実費の支払を求める際は、事前に保護者に説明を行い、同意を得ることとする。
- ④ 事業者は、事業の目的、職員の体制などの重要事項を記載した運営規程を定めることとする。
- ⑤ 事業者は、支援に必要な職員体制を確保し、利用定員を遵守しなければならない。
- ⑥ 事業者は、利用者に対する差別的な取扱い、虐待行為をしてはならず、また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ⑦ 事業者は、事故の発生、再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ⑧ その他事業の運営に関し、必要な事項を定める。

### (3) 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

#### [参考]

##### ○ 特定乳児等通園支援事業

乳児等通園支援事業を実施する事業所のうち、乳児等支援給付費の支給対象として基準に基づき運営されると市が確認した事業所が行う事業

(こども保育課)

## 10 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この案件は、国民健康保険税について、新たに子ども・子育て支援納付金を賦課徴収するとともに、一部の税率を改定するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正の趣旨・理由

令和8年度からの「子ども・子育て支援金制度」の導入に伴い、国民健康保険税について、新たに「子ども・子育て支援納付金」を賦課徴収するとともに、現行税率区分の一部を改定するための条例の改正

### (2) 改正内容

- ア 国民健康保険税の課税額の区分に子ども・子育て支援納付金課税額を加える。
- イ 子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を定めるとともに、基礎課税額に係る税額を見直す。
- ウ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る税額の減額について定めるとともに、基礎課税額に係る税額の減額を見直す。

### (3) 施行期日等

- ア 令和8年4月1日から施行する。
- イ 改正後の会津若松市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

#### 〔備考〕

##### ○ 子ども・子育て支援納付金課税額の税額（税率）

区 分		税率
子ども・子育て支援納付金課税額	所得割	0.28%
	均等割	1,200円
	平等割	800円

※ 上記均等割について、18歳未満の被保険者は全額軽減し、18歳以上の被保険者に100円を加算する。

※ 子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額は、3万円とする。

##### ○ 基礎課税額の税額（税率）の見直し

区 分		改定前	改定後
基礎課税額（医療分）	所得割	7.2%	6.2%
	均等割	20,600円	19,300円
	平等割	21,400円	20,000円

（国保年金課）

## 11 会津若松市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

この案件は、卸売市場法等の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正の趣旨・理由

通常取引において費用を認識しにくい「指定飲食料品等」に関し、市場開設者は、その費用の指標等を業務規程に記載し、公表することを義務付けられたことから、当該公表に関する規定を設けるための条例の改正

### (2) 改正内容

市長は、インターネット等適切な方法により以下に掲げる項目を公表することとする。

- ① 指定飲食料品等の品目
- ② 指定飲食料品等の費用に係る指標
- ③ 飲食料品等事業者等が他の事業者との飲食料品等の売買その他の取引において講ずべき努力義務の内容

### (3) 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

#### [参考]

##### ○ 指定飲食料品等

農林水産大臣が指定する品目であって、通常取引において費用が認識されない値頃感で価格が決められやすいもの（米、野菜、牛乳、豆腐、納豆）をいう。

本市場においては野菜が該当する。

(農政課)

## 12 会津若松市特別職の非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、鳥獣被害対策実施隊の報酬額を改定するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正の趣旨・理由

鳥獣被害対策実施隊の報酬額を改定するための条例の改正

### (2) 改正内容

鳥獣被害対策実施隊の報酬額を以下のとおり改定する。

職名	現行	改定額
鳥獣被害対策実施隊	日額 7,000 円を超えない範囲で市長が定める額	日額 10,000 円以内で市長が定める額

### (3) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(農林課)

### 13 会津若松市都市公園条例の一部を改正する条例

この案件は、道路法施行令の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

#### (1) 改正の趣旨・理由

道路法施行令の一部改正に準じ、都市公園を占用等する場合の使用料の額を改定するための条例の改正

#### (2) 改正内容

都市公園使用料の額は、道路法施行令の占用料の額に準拠して定めているため、同施行令の一部が改正されたことに準じ、同施行令と同一区分の物件に係る使用料の額について、この占用料の額に準拠し改定する。

#### (3) 施行期日等

- ア 令和8年4月1日から施行する。
- イ 必要な経過措置を定める。

(まちづくり整備課)

#### 14 会津若松市道路占用料等条例の一部を改正する条例

この案件は、道路法施行令の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正の趣旨・理由

道路法施行令の一部改正に準じ、道路占用料の額を改定するための条例の改正

(2) 改正内容

道路占用料の額は、道路法施行令の占用料の額に準拠して定めているため、同施行令の一部が改正されたことに準じ、同施行令と同一区分の物件に係る道路占用料の額について、この占用料の額に準拠し改定する。

(3) 施行期日等

ア 令和8年4月1日から施行する。

イ 必要な経過措置を定める。

(開発管理課)

## 15 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例

この案件は、福島県建築基準法施行条例の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正の趣旨・理由

東北地方太平洋沖地震等による被災者等の生活再建の円滑化に伴う福島県建築基準法施行条例の一部改正に準じ、県と同様の措置を講じるための条例の改正

### (2) 改正内容

東北地方太平洋沖地震等により被害を受けた建築物に代わる建築物の建築確認申請手数料等を徴収しないこととする特例措置の期間を令和9年3月31日まで延長する。

### (3) 施行期日

公布の日から施行する。

(建築住宅課)

## 16 会津若松市市営住宅条例の一部を改正する条例

この案件は、市営住宅及び共同施設の管理を指定管理者に行わせることができることとするため、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正の趣旨・理由

入居者の高齢化に対応した管理体制の構築、修繕対応の効率化等によるサービス向上を目的とし、市営住宅及び共同施設の管理に指定管理者制度を導入するための条例の改正

### (2) 改正内容

- ア 市営住宅及び共同施設の管理を指定管理者に行わせることができることとする。
- イ 指定管理者が行う業務の範囲を定める。
- ウ 指定管理者による管理の基準を定める。

### (3) 施行期日

公布の日から施行する。

(建築住宅課)

## 17 会津若松市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

この案件は、災害時等において給水装置、排水設備工事の円滑な実施を図るとともに、排水設備工事を行う公認業者の指定基準を見直すため、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正の趣旨・理由

災害時等において、本市の工事業者の確保が困難な状況となった場合に、給水装置、排水設備工事を円滑に実施できる体制を確保するため、あわせて、排水設備工事を行う公認業者の指定基準について、営業所ごとの下水道排水設備工事責任技術者の専属要件を見直すための条例の改正

### (2) 改正内容

#### 【改正する条例】

- ① 会津若松市水道事業給水条例
- ② 会津若松市下水道条例
- ③ 会津若松市農業集落排水処理施設条例
- ④ 会津若松市個別生活排水事業条例

ア 災害その他非常の場合に円滑な工事の実施を図るため、本市以外の水道事業管理者、公共下水道管理者が指定する事業者により給水装置や排水設備工事を行えることとする。

イ 排水設備工事を行う公認業者の指定基準について、営業所ごとの下水道排水設備工事責任技術者の専属要件を見直し、他の事業所との兼任を認めることとする（上記②の条例に限る。）。

### (3) 施行期日

公布の日から施行する。

(上下水道局総務課)

【報告案件】

1 令和7年度会津若松市一般会計補正予算（第9号）の専決処分について

この案件は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施に伴い、補正措置を講じたことについて報告するものです。

(財政課)